式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に四国運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号760－0064香川県高松市朝日新町１番30号」あて提出されたい。

平成29年１月30日

四国運輸局長　瀬部　充一

四国地方交通審議会の意見（要旨）

１．四国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「245,150円」を「246,450円」に、ただし書の職員「228,700円」を「229,900円」に、はしけ長「245,150円」を「246,450円」に、部員「186,550円」を「187,850円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「177,250円」を「178,450円」にそれぞれ改正することが適当である。

２．四国海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「240,430円」を「241,480円」に、部員「171,870円」を「173,110円」にそれぞれ改正することが適当である。

３．四国漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「180,200円」を「180,700円」に改正することが適当である。

４．四国漁業（大中型まき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「186,500円」を「190,000円」に、愛媛県内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者に雇用されている船員であって、もっぱら豊後水道海域において操業する船舶に乗り組む者の最低賃金額「173,050円」を「174,000円」にそれぞれ改正することが適当である。

国家試験

平成二十九年度自動車整備士技能検定試験の実施について

平成二十九年度自動車整備士技能検定試験の実施について、自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）第五条第三項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十九年一月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

１　平成二十九年度技能検定

一　学科試験及び実技試験を行う自動車整備士の技能検定（以下「技能検定」という。）の種類

二級自動車シャシ整備士

二　学科試験及び実技試験の施行期日

イ　学科試験　平成二十九年七月二十六日（水）

ロ　実技試験　平成二十九年九月三日（日）

三　技能検定の申請の受付期間

平成二十九年五月一日（月）から平成二十九年五月十二日（金）まで

２　申請書の提出場所等

一　申請書の提出場所

申請書は、最寄りの神戸運輸監理部、運輸支局又は沖縄総合事務局陸運事務所に提出すること。

二　技能検定に係る学科試験及び実技試験を行う試験地等

イ　学科試験の実施地　各地方運輸局及び沖縄総合事務局が指定する都道府県

ロ　実技試験の実施地　各地方運輸局及び沖縄総合事務局が指定する都道府県

注　学科試験及び実技試験の実施地は受験者数により変更することがある。

技能検定に係る学科試験及び実技試験を行う場所その他必要な事項は、学科試験及び実技試験についてそれぞれその施行期日の二十日前までに地方運輸局、沖縄総合事務局、神戸運輸監理部、陸運部、運輸支局及び沖縄総合事務局陸運事務所に掲示する。

３　その他

学科試験及び実技試験の全部が免除される者につい ての技能検定の申請受付は、１に掲げる技能検定の申請の受付期間以外にも実施する。

なお、申請の方法その他技能検定に関する問い合わせについては、最寄りの地方運輸局、沖縄総合事務局、神戸運輸監理部、陸運部、沖縄総合事務局陸運事務所において行うこと。

公　告

諸　事　項

第三者所有物の没収に関する公告

平成29年１月30日　大阪地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成29年２月13日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

１　係属裁判所　大阪地方裁判所第１刑事部１係

２　被告事件名　常習賭博

３　被告人氏名　竹本　和史

４　公判期日　平成29年２月16日午前９時50分

５　没収すべき物の品名、数量、その他その物を特定するに足りる事項

現金40万円（１万円札40枚）（平成28年領第8,618号符号１）

現金43万5,000円（１万円札43枚、5,000円札１枚）（同号符号２）

現金１万9,000円（1,000円札19枚）（同号符号３）

現金1,400円（100円硬貨14個）（同号符号５）

現金50万円（１万円札50枚）（同号符号６）

現金5,000円（5,000円札１枚）（同号符号７）

６　没収の理由となるべき事実の要旨

被告人は、氏名不詳者が大阪市浪速区恵美須東１丁目21番４号所在のビル３階において経営するインターネットカジノ店「ＦＡＮＴＡＳＹ（ファンタジー）」の従業員であるが、前記氏名不詳者らと共謀の上、同店にパーソナルコンピュータ13台を設置し、常習として、平成28年10月13日頃から同年11月２日までの間、同店において、中村光一こと金光一ら不特定多数の賭客を相手方として、多数回にわたり、賭客に１ポイント100円でポイントを購入させて、そのポイントを賭けさせ、前記パーソナルコンピュータを使用して、複数のドラムリールに表示される図柄等の組み合わせにより勝敗を争う方法や、通称「バカラ」と称するゲームにより勝敗を争う方法等で賭博をしたものである。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年１月30日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

１　処分をした年月日　平成29年１月10日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　文化設備工業株式会社　先崎　良博　福島県福島市野田町５－５－６　国土交通大臣許可（般・特－26）第2873号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（さく井工事業に関する一般建設業の許可、消防施設工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成28年12月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年１月30日

北陸地方整備局長　中神　陽一

１　処分をした年月日　平成29年１月６日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　金沢スリーボンド株式会社　吉崎　弘一　石川県金沢市黒田２－10　国土交通大臣許可（特－27）第11817号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業、塗装工事業、防水工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成28年12月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年１月30日

四国地方整備局長　名波　義昭

１　処分をした年月日　平成29年１月10日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　セキスイファミエス東四国株式会社　木村　勲　高知県高知市葛島４－１－16　国土交通大臣許可（般－28）第26360号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成28年12月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。